

Q&A【実績報告時】

【注意事項】

本リストは、これまでによくご質問いただいた内容について記載しています。

問い合わせされる前に一度内容をご確認ください。

なお、記載内容は随時更新いたします。

～手続き編～

Q1	実績報告は電子メールで提出できますか。	A1	電子メールではご提出いただけません。 下記の受付窓口まで持参 いただくか、 郵送 にてご提出ください。 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館1階 一宮市環境部環境政策課 ※本庁舎や出張所等では実績報告を受付できません。
Q2	実績報告はいつまでに提出すればよいでしょうか。	A2	事業完了日※1から1ヶ月以内 （事業完了日から1ヶ月後にあたる日が閉庁日の場合は直後の開庁日）、もしくは 2026年2月27日（金）17時15分 のいずれか早い日までにご提出ください。 ※1事業完了日とは、本市の住民基本台帳に記録された日（住民票の異動日）と設置完了日※2のいずれか遅い日です。 ※2設置完了日については下記のとおりです。 【太陽光発電一体型、Z E Hの場合】：(1)～(3)のいずれか遅い日 【上記以外の対象設備の場合】：(2)と(3)のいずれか遅い日 (1)「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定日 (2)補助対象経費の支払いが完了した日 (3)保証書に記載の保証開始日
Q3	実績報告の提出が受領されてから、補助金が支払われるまでどれくらいかかりますか。	A3	実績報告書類を受領してから概ね1ヶ月半～2ヶ月後の支払いを予定しております。但し、申請件数により前後することがありますので、予めご了承ください。
Q4	添付書類が不足しており、事業完了日から1ヶ月以内に実績報告書を提出できない場合、どうすればよいでしょうか。 【例】 事業完了日：2025年5月1日 提出日（到着日）：2025年6月5日	A4	やむを得ない理由により実績報告書を期限内に提出できない場合は、ウェブサイトに掲載している「遅延理由書」を作成し、実績報告書と一緒にご提出ください（実績報告書提出後に <u>追加書類の提出を求められた場合も「遅延理由書」は必要です</u> ）。 【例】の場合、事業完了日から1ヶ月後の日付（2025年6月2日）を過ぎてしまっているため、「遅延理由書」を添付する必要があります。
Q5	2026年2月27日までに工事が完了しない場合でも補助金交付対象となりますか。	A5	2026年2月27日（金）までに補助事業が完了しなかった場合は 補助対象外 となります。 補助対象設備の設置工事を中止し、次年度以降に延期する場合は、「工事の中止」という内容で 変更申請の提出が必要 です。
Q6	実績報告書類は、申請者本人以外が代わりに提出しても問題ありませんか。その場合、委任状は必要でしょうか。	A6	実績報告書類は申請者本人以外の代理の方（同居の親族や販売設置事業所）がお届けいただいても構いません。お届けいただく際には委任状は不要です。

～手続き編～

Q7	まだ住所を異動していないのですが、実績報告書類を提出できますか。	A7	住民票を異動してから、必要書類を揃えてご提出ください。 なお、2026年2月27日（金）までに住民票を異動できない場合は、 補助金交付対象外 となります。
Q8	実績報告が最終期限の2026年2月27日（金）に間に合いそうにありません。この場合に必要な手続きはありますか。	A8	2026年2月27日（金）までに実績報告書類を提出できない場合は 補助金交付対象外 となります。 この場合、 変更申請 により 申請を取り下げ ていただく必要がございます。

～提出書類編（共通）～

Q1	業者代行により実績報告を行う場合、実績報告書（様式第8）の申請者氏名や住所等は申請者による自筆でなければなりませんか。	A1	自筆でなくても問題ありません。PC入力でご記入ください。
Q2	押印が必要な実績報告書類はありますか。	A2	押印が必要な実績報告書類はございません。 但し、実績報告書（様式第8）や交付請求書（様式第12）における申請者氏名及び住所に誤りがある場合は下記の方法で修正してください。 ・申請者氏名の横に押印 ・訂正箇所を二重線で消し、訂正する ・捨印（もしくは訂正印）を押す。
Q3	領収書に記載の領収金額が補助対象経費に消費税を加えた金額と一致していませんが、どうしたらよいでしょうか。	A3	領収金額が、補助対象経費の合計に消費税を加えた金額よりも大きければ問題ございませんが、以下のいずれかの対応をお願いいたします。 (1)領収内訳書の作成 (2)領収書の但書に補助対象経費を含む文言を明記 【例】「太陽光発電システム設置工事費として〇〇円含む」 (金額をご記載ください。)
Q4	領収書や保証書等の添付書類を、写真で提出してもよいでしょうか。	A4	以下の書類については画像での提出は認められません。 その他の書類については画像でも提出いただけます。 ・実績報告書（様式第8） ・概要書（様式第9） ・遅延理由書 ・交付請求書（様式第12）
Q5	引渡し日証明書（様式第10）における、引渡し業者の「代表者」にはどのような方が該当しますか。	A5	建築工事請負契約の請負者にあたる方の氏名を記入してください。
Q6	引渡し日を証明する書類として、どのような書類が該当しますか。	A6	住宅引渡し業者より発行される家屋の保証書や、工事完了引渡証明書が該当します。但し、売買物件引渡確認書等は証明書類に該当しません。 <u>該当する書類がない場合は引渡し日証明書(様式第10)</u> に記入の上、ご提出ください。

～提出書類編（補助対象設備別）～

太陽光発電システム			
Q1	経済産業省からの事業計画認定が遅れており、最終提出期限（2026年2月27日（金））内に必要書類を提出できない場合でも補助金を受けられますか。	A1	実績報告の最終提出期限（2026年2月27日（金））までに提出ができない場合は、 補助金交付の対象外 となります。
Q2	太陽電池モジュール設置後の屋根面写真について、モジュールが一部見切れていますが問題ありませんか。	A2	概要書（様式第9）に記載のモジュールの設置枚数が全て設置されていることが確認できる写真であれば、一部が見切れていても問題ありません。一つの屋根面に設置されたモジュール全てが1枚の写真に収まらない場合は、別角度から撮影したものを提出してください。

Z E H			
Q1	長期優良住宅認定書はBELS評価書の代わりとして認められますか。	A1	認められません。

燃料電池システム・蓄電システム・V 2 H			
Q1	保証書に型式や製造番号が記載されていない場合は、どうすればよいでしょうか。	A1	メーカーから発行される出荷証明書を保証書とともにご提出ください。

H E M S			
Q1	H E M Sを構成する設備とは、概要書（様式第9）に記載された型式の機器の設置後写真のみで問題ありませんか。	A1	設置された機器により異なりますが、H E M Sを構成する機器が複数ある場合があります。 この場合は、構成機器全ての設置を確認できる写真が必要です。 【例】モニターと計測ユニット
Q2	市の補助要件を満たすH E M Sを2種類（以下、機器A、B）設置した場合、以下の場合でも提出書類として認められますか。 ＜H E M Sの設置後写真・型式や製造番号が確認できる写真＞ →機器A（概要書（様式第9）に記載された型式のH E M S）の設置後写真及び型式・製造番号写真 ＜電力使用量等が表示されているモニター等の端末を写した写真＞ →機器B（概要書（様式第9）に記載されていない型式のH E M S）が稼働し、消費電力等が表記された端末を写した写真	A2	概要書(様式第9)に記載された型式のH E M Sの写真でなければ認められません。 機器A（概要書（様式第9）に記載された型式のH E M S）の写真をご提出ください。